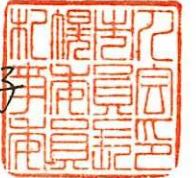


札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月3/日

札幌市人事委員会

委員長 祖田井 里重子



札幌市人事委員会規則第5号

札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

札幌市職員の任用に関する規則（昭和51年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(試験の種類及び対象となる職の区分) 第7条 (略)	(試験の種類及び対象となる職の区分) 第7条 (略)

改正前	改正後
<p>(1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 一般職員採用(社会人経験者の部)試験</u></p> <p>カ～サ</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表1 昇任段階表</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>部長、会計室次長、<u>改革推進室長</u>、東京事務所長、オンブズマン事務局長、<u>行政DX推進室長</u>、<u>グリーントランスフォーメーション推進室長</u>、ユニバーサル推進室長、公民・広域連携推進室長、都心まちづくり推進室長、空港活用推進室長、新幹線推進室長、市税事務所長、工事管理室長、市民自治推進室長、男女共同参画室長、監査指導室長、子ども発達支援総合センター所長、</p>	<p>(1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ～コ</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表1 昇任段階表</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>部長、会計室次長、<u>行政改革・DX推進室長</u>、東京事務所長、オンブズマン事務局長、ユニバーサル推進室長、公民・広域連携推進室長、都心まちづくり推進室長、空港活用推進室長、新幹線推進室長、市税事務所長、工事管理室長、市民自治推進室長、男女共同参画室長、監査指導室長、子ども発達支援総合センター所長、保健所長、衛生研究所長、児童相談所長、東部児童相談</p>

改正前	改正後
<p>保健所長、衛生研究所長、児童相談所長、東部児童相談所長、子どもの権利救済事務局長、中央卸売市場長、円山動物園長、雪対策室長、市立札幌病院の副部長、医長、臨床研修センター長、中央図書館長、市選挙管理委員会事務局長、区選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長次長、監査事務局次長、農業委員会事務局長、議会事務局次長</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>所長、子どもの権利救済事務局長、GX推進室長、中央卸売市場長、円山動物園長、雪対策室長、市立札幌病院の副部長、医長、臨床研修センター長、<u>学校連携支援室</u>長、中央図書館長、市選挙管理委員会事務局長、区選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長次長、監査事務局次長、農業委員会事務局長、議会事務局次長</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。